

令和 2 年 第 4 回 農業委員会総会

日 時 令和 2 年 4 月 27 日 (月) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番	2 番	3 番	4 番
5 番	6 番	7 番	8 番
9 番	10 番	11 番	12 番
13 番			

【欠席委員】

代理農業委員 大本 秀子 7 番農業委員 長嶺 功

※コロナの影響により 3 密を避けるため推進委員は参加していない。

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 金城 伊作 赤嶺 貢

【議事録署名人】

10 番農業委員 山城 弘美 3 番農業委員 仲西 栄二

【議事日程】

日程第 1	議案第 17 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 18 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 19 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	日案第 20 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5	議案第 21 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第 6	議案第 22 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について

令和2年 第4回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、令和2年第4回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは令和2年第4回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は10番農業委員山城博美委員、3番農業委員仲西栄二委員です。次回調査委員が10番農業委員山城博美委員、1番農業委員玉城正智委員、2番推進委員金城正弘委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（10件） 日程第2 議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（3件） 日程第3 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（3件） 日程第4 議案第20号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（5件） 日程第5 議案第21号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（12件） 日程第6 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について（10件）
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第1 議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請について10件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。農地法第3条に係る許可申請についてです。1番は照屋の1筆で、売買による所有権の移転であります。2番は米須の1筆で、売買による所有権の移転であります。3番は束里の1筆で、売買による所有権の移転であります。4番は大里の2筆で、売買による所有権移

	転であります。5番6番は関連致します。5番は真壁の1筆で、贈与による所有権移転であります。6番は真壁の1筆で、売買による所有権の移転であります。7番は喜屋武の1筆で、売買による所有権の移転であります。8番は国吉の1筆で、売買による所有権の移転であります。9番は米須1筆と大度の2筆で5年間の賃借権設定であります。10番は照屋の1筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。
委員	1番の坪当たり5万円というのは、価格的に高いが何か理由がありますか？
事務局	こちらは、道が開通し将来を見越して購入のため価格が高くなっている。
会長	それでは、議案第17号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程第2議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可申請について3件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは5ページをお開き下さい。1番から3番は関連します。場所は座波の3筆で、農地区分は第1種農地であります。一般住宅への進入路としての転用であります。以上です。
会長	それでは調査今回は事務局で調査を行っているので報告をお願いします。
事務局	それでは許可の根拠はいずれも第1種農地であり、原則不許可であります。が、不許可の例外の集落接続に該当しますので問題はないものと判断致しました。以上です。
会長	それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第18号について議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員 会長	異議なし。 ありがとうございました。それでは、次に日程第 3 議案第 19 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 13 ページをお開き下さい。1 番は摩文仁の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。売買による所有権の移転で、資材置き場への転用であります。現場調査も報告致します。住宅に囲まれた第 2 種農地でありまして転用は問題ないと判断致しました。2 番は真栄里の 1 筆で、第 2 種農地であります。食肉加工所と事務所で売買による所有権移転です。写真を御覧ください、市街化区域と原野に囲まれており転用は問題ないものと判断致しました。3 番は名城の 1 筆で、第 2 種農地であります。売買による所有権移転で児童福祉施設への転用であります。宅地及び山林に囲まれた第 2 種農地であり転用は問題ないものと判断致しました。以上です。
会長	それでは、説明のありましたみだしのことについて、同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程第 4 議案第 20 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、20 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明（内容省略）
会長	それでは、議案第 20 号について議案通り同意としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 5 議案第 21 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について可否の意見を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局	では、29 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 2-1 は大里の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。2-2 は与座の 3 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。2-3 は北波平の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。2-4 は与座の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。2-4 は真壁の 3 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。2-6 は国吉の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。2-7 は与座の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。2-8 は真栄平の 3 筆で 10 年間の使用賃借権の設定であります。2-9 は北波平の 1 筆で 5 年間の使用賃借権の設定であります。2-10 は新垣の 1 筆で 5 年間の賃借権設定であります。2-11 は新垣の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。2-12 は真栄平 1 筆及び福地 1 筆で 10 年間の使用賃借権の設定であります。以上です。
会長	それでは、事務局からの説明をふまえて、皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 21 号について議案通り可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 6 議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 10 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、33 ページをお開き下さい。2-1 は 10 年間の賃借権で坪 51 円の設定であります。2-2 から 2-10 については 5 年間の賃借権で坪 50 円の設定であります。（詳細を説明）以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆さんのご意見等よろしく申し上げます。
委員	特になし。
会長	それでは議案 22 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

では以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

10 番農業委員

山城弘美

3 番農業委員

中西寛二